鳥取県告示第 786 号

障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を 指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 27 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害 福祉サービス事 業を行う事業所 の所在地	障害福祉サービ スの種類	指定年月日
社会福祉法人	倉吉市福庭町一	ホーム雛	倉吉市宮川町	共同生活介護	平成 18 年 10
和	丁目 365-2		159-63	共同生活援助	月1日